

独立行政法人家畜改良センター中期目標

平成 28 年 3 月 2 日

農 林 水 産 省

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 国の政策体系上の法人の位置付け

畜産に関する国際競争が激化するとともに、海外における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等伝染性疾病の発生により海外からの育種素材の導入に関するリスクが高まる中、我が国畜産の発展と国民の豊かで安全・安心な食生活の確保のために、家畜の改良増殖や飼料作物の増産が畜産行政上の重要課題となっている。

こうした中、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成 27 年 3 月 31 日農林水産省策定、以下「酪肉基本方針」という。）、家畜改良増殖目標（平成 27 年 3 月 31 日農林水産省策定）、鶏の改良増殖目標（平成 27 年 3 月 31 日農林水産省策定）及び養豚農業の振興に関する基本方針（平成 27 年 3 月 31 日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、全国的な視点での家畜の改良増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組んでおり、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保を下支えしている。

また、センターは、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）に定める立入検査、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に定める指定種苗の集取、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号、以下「カルタヘナ法」という。）に定める立入検査及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）に定める牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適切な執行を通じて国産牛肉、国産家畜及び国産飼料作物の信頼性や安全性の確保にも寄与している。

2 法人の役割（ミッション）

センターは、前述のとおり、基本計画や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としても役割を担ってきた。

センターにおいては、引き続き、国の政策の実現に向けた事業や法令に基づく事務の実施に直接関わっていることを念頭に置きつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に基づく中期目標管理法人として、本中期目標に則してその役割を担っていく必要がある。

3 国の政策・施策・事務事業との関係

1及び2で述べたように、センターは、基本計画や家畜改良増殖目標等国の政策の実現に向けて、全国的な視点での家畜の改良増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等の事業に取り組むとともに、牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務を行ってきた。

これらの事務事業を実施していくためには、センターが保有する施設設備、家畜等の育種資源、センターの職員が長年蓄積してきた知見や技術が必要不可欠であり、本中期目標期間においてもこれらを効率的に活用していくことが求められている。

4 国の政策等の背景となる国民生活・社会経済の状況

我が国は、現在、いまだ経験したことのない経済社会の構造の変化に直面し、大きな転換点を迎えている。超高齢化社会や人口減少社会の到来といった国内の社会構造の変化だけではなく、グローバル化の進展に伴い国際競争が激化する中、畜産物に対するニーズの多様化に対応しつつ、食料の安定供給を確保するとともに農業を発展させるためのスピード感のある取組が求められている。

このため、現在の我が国の畜産業が直面する現状や課題を認識した上で、国や地域の関係者が生産者と一体となって、人（担い手・労働力の確保）、家畜（飼養頭数の確保）、飼料（飼料費の低減、安定供給）のそれぞれの視点から、生産基盤を強化するための取組を進めていく必要がある。

また、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）の大筋合意を踏まえ、平成27年11月25日にTPP総合対策本部で決定された「総合的なTPP関連政策大綱」では、政策大綱実現に向けた主要施策として、攻めの農林水産業への転換に向け、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進し、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、家畜防疫体制の強化等に取り組むこととされた。

このような状況に対応するため、センターにおいては、自身が所有する多様かつ優良な家畜や飼料作物の種苗、広大な飼料生産ほ場、これまで培ってきた家畜の改良増殖や飼料作物生産に関する知見や技術を最大限活用し、我が国の家畜改良や飼料作物種苗の生産・供給の推進母体として積極的な貢献を果たすことが求められている。

また、食品の安全確保と食品に対する消費者の信頼確保に向けた取組の推進が講ずべき施策の一つとして基本計画に位置付けられている中で、センターに対しては、今後も牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務を着実に実施することが求められている。

5 家畜改良センターの活動状況

センターは、農林水産省種畜牧場を前身とし、平成2年10月の家畜改良センター化を経て、平成13年4月に家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給等、家畜改良増殖法及び種苗法に基づく検査等の事務

を行う独立行政法人として発足し、その後、BSEの発生など諸事情の変化に伴い、牛トレーサビリティ法に基づく牛個体識別台帳の管理やカルタヘナ法に基づく立入検査の実施等の事務が追加された。

このような経緯の下、センターは、第1期中期目標期間（平成13～17年度）、第2期中期目標期間（平成18～22年度）、第3期中期目標期間（平成23～27年度）を通じて、基本計画、家畜改良増殖目標、酪肉基本方針等を実現するための政策実施機関として、我が国の家畜の改良増殖や飼料生産基盤の強化に寄与してきた。

特に、第3期中期目標期間においては、畜産物をめぐる国際競争の激化への対応や6次産業化にも貢献できる多様な畜産物の提供等が課題となる中、遺伝子情報を活用した育種改良、遺伝的多様性に配慮した種畜生産など都道府県や民間では実施が難しい業務に取り組んできた。

また、センターは、牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務の着実な遂行を通じて国産牛肉等の信頼性や安全性の確保にも貢献してきた。

さらに、国等からの要請に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生の際の防疫作業への支援、東日本大震災に伴う粗飼料の緊急供給、福島第一原子力発電所事故に伴う計画的避難区域からの家畜の移動支援等を的確に実施してきた。

以上のとおり、センターの役割は国の施策の推進にとって必須のものであり、センターが所有する家畜等の資産やこれまで研鑽してきた技術を駆使し、家畜の改良や飼料生産基盤の強化等に寄与するよう、以下に定める本中期目標に正確かつ確実に取り組まれない。

第2 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

センターが前述の役割を果たし、我が国の畜産の振興や国民の豊かな食生活の実現に貢献するため、以下の事業活動を実施していく。その際、消費者、流通業者及び生産者のニーズを踏まえつつ、提供するサービスの向上に努めながら、都道府県や民間の関係機関等との連携のもと、我が国における家畜改良の推進等に係るより高い政策効果の実現への貢献を目指す。

なお、1から8の各業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとし、業務ごとに示した各指標に基づいて評価を実施する。

1 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等

センターは、酪肉基本方針等を踏まえ、家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標に示された家畜や鶏の能力等に係る目標達成を支援し、「強み」のある畜産物生産のための「家畜づくり」を推進する。このような中、家畜改良を効率的に進めてい

くためには精度の高い家畜の遺伝的能力評価の実施が不可欠となっていることから、中立・公平な立場から全国的な規模で家畜の遺伝的能力を評価し、その結果を公表する。

これにより、家畜の育種改良に応用して家畜改良を進展させるとともに、改良によって得られる優良な家畜の能力を十分発揮させるために必要な飼養管理の改善等を推進していく。このため、特に次の業務に重点を置いて、都道府県や民間との役割分担、連携を図りつつ、保有する多様な育種資源を活用し民間等では取り組み難い新技術を駆使し、全国的な家畜改良を進めることとする。

(1) 全国的な改良の推進

家畜改良増殖目標が示されている乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬及びめん山羊について、全国的な家畜の改良を推進するため、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換において積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体等との役割分担を図りつつ連携し、効率的な改良の推進に努める。

このため、各畜種について、全国的な改良に関する会議を毎年度開催する。

【指標】

○ 全国的な改良関係会議の開催

全国的な改良に関する会議を毎年度、各畜種において1回以上開催する。

(第3中期目標期間実績：乳用牛3回、肉用牛2回、豚1回、鶏2回、馬1回、めん山羊1回(年度平均))

(2) 遺伝的能力評価の実施

家畜改良増殖目標においては、センターが実施する遺伝的能力評価に基づく総合指数を重視した乳用牛改良の推進やゲノミック評価を用いた効率的な種畜の作出のためのモデル的な取組の推進が述べられている。

このため、センターは、乳用牛、肉用牛及び豚について、中立・公平な立場から全国的な家畜の改良増殖を効率的に進めるため、関係機関と連携して泌乳形質、産肉形質等の必要なデータを収集して遺伝的能力評価を行うとともに、その結果や遺伝的趨勢を公表する。

また、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、一塩基多型(以下「SNP」という。)情報を活用した解析を進めるなど、必要に応じて評価手法の改善等に取り組む。

【指標】

○ 遺伝的能力評価の結果等の公表

乳用牛、肉用牛及び豚について、遺伝的能力評価を実施し、その結果等をそれぞれ年4回以上公表する。なお、肉用牛における評価結果等の公表は、評価時期が変更となったことから、平成29年度以後とする。

(第3中期目標期間実績：乳用牛12.5回、肉用牛黒毛和種、褐毛和種(高知系)、褐毛和種(熊本系)及び日本短角種各1回、豚バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種各4回(年度平均))

- 乳用牛の検定済種雄牛及び経産牛のゲノミック評価を平成 32 年度末までに開始する。
- 遺伝的能力評価結果を用いた交配による家畜の能力向上への貢献
(関連指標：乳量、枝肉重量、繁殖性等の遺伝的能力評価結果の推移)

(3) 種畜検査の実施

種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、センターは、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して毎年度、種畜検査を的確に実施する。

【指標】

- 種畜検査員を毎年度 100 名以上確保する。
(第 3 中期目標期間実績：130 名 (年度平均確保人数))
- 検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度 1 回以上実施する。
(第 3 中期目標期間実績：毎年度 1 回)
- 交配に伴う伝染性疾患及び遺伝性疾患のまん延防止並びに優良種畜の利用促進への貢献
(関連指標：種畜検査の申請及び実施実績 (実施数／申請数))

(4) 飼養管理の改善等への取組

和牛の生産拡大や生乳供給力の向上等に基づく「強み」のある畜産物生産のためには、「農場」において、改良によって得られる優良な家畜の能力を十分発揮させることが必要である。このため、センターは、国内における家畜の飼養管理の改善と畜産の発展に寄与するため、家畜の快適性にも配慮しつつ、これまでに培われた家畜の飼養管理や家畜防疫・衛生管理に係る技術、知見等について、積極的に情報提供等を行うものとする。

ア 肉用牛繁殖雌牛の増頭対策の支援

肉用牛繁殖雌牛の増頭対策を支援するため、1 年 1 産を可能とする適正な栄養管理に関する技術の普及に努めることとし、代謝プロファイルに関する技術を用いた繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会の開催等を行う。また、生産コストの低減や飼料自給率の向上に資する放牧技術の普及に努めることとし、放牧を活用した繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会の開催等を行う。

【指標】

- 繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会等を毎年度 2 回程度開催する。
(第 3 中期目標期間実績：2 回)
- 講習内容の理解度を 80%以上とする。(講習会後のアンケート調査により把握)

イ 生乳生産基盤強化対策の支援

生乳生産基盤強化対策を支援するため、農場 HACCP や乳用牛の受胎率向上

等に関する技術講習会等を行う。また、労働負担の軽減を図るため、搾乳ロボット等の省力化機械を活用した飼養管理技術に関する情報の収集及び発信を行う。

【指標】

- 受胎率向上に関する技術講習会等を毎年度2回程度開催する。
- 講習内容の理解度を80%以上とする。(講習会後のアンケート調査により把握)
- ウ 家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組

センター内における家畜防疫を強化し、種畜等の安定的な供給体制を確保するとともに、自主検査による早期の摘発及び的確な初動対応によりまん延の防止に努める。また、国や都道府県が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う調査研究への協力等に取り組みつつ、国内の大規模・集約的な家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、広く情報を提供する。

【指標】

- 自主検査の実施実績
(第3中期目標期間実績：各畜種毎に伝染性疾病等に関する自主検査を定期的に実施)
- 毎年度の防疫演習への参加実績
(平成26年度の参加回数：14回)
- 衛生管理の改善等に資するノウハウ等の情報提供実績

エ その他

6次産業化等による畜産物利用、やすらぎや癒やし効果の発揮、教育への活用等の多様な利活用が期待される馬及びめん山羊について、人工授精技術の普及・定着をはじめとした飼養管理技術の向上を図るための講習会等を開催する。また、関係機関等と連携し、鳥獣害対策を含む家畜の飼養に関連する草地や耕作放棄地の活用技術等について、技術講習会を開催するなど、普及に努める。

【指標】

- 家畜人工授精師免許の取得に係る講習会を毎年度1回開催する。
(第3中期目標期間実績：7回)
- 免許取得講習会受講者の修了試験の合格率を80%以上とする。
(第3中期目標期間実績：100%)
- 耕作放棄地の活用等に関する技術講習会等を毎年度1回開催する。
(第3中期目標期間実績：1回)

<目標水準の考え方>

- ・ 全国的な改良関係会議の開催については、関係機関の役割分担を明確にするとともに、各取組の進捗状況を確認するためには、各畜種について少なくとも年1回の会議の開催が必要と考え設定した。
- ・ 馬及びめん山羊の家畜人工授精師免許の取得に係る講習会の開催については、少なくとも年1回開催が必要と考え設定した。

- ・ 技術講習会における理解度及び免許取得講習会受講者の修了試験の合格率は、一般的な目標値とされる80%以上と設定した。
- ・ その他定量的目標を示した指標については、原則として第3中期目標期間と同レベルの目標値を設定した。
- ・ 定性的目標を示した指標については、取組状況を確認する指標を設定した。

<想定される外部要因>

- ・ センター及び国内での自然災害や家畜伝染性疾病の発生がないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【重要度：高】第3の1の業務については、都道府県や民間と役割分担をしつつ、全国的な家畜改良及び飼養管理の改善を効率的に推進する上で必要なことから、重要度を高くした。

2 畜産物の需要の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等

「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」に示された目標の達成を支援し、「強み」のある畜産物生産のための「家畜づくり」を効率的に推進するためには、畜産物の需要に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給、6次産業化の推進等の多様な畜産経営の展開を支援するための育種素材の提供、様々なニーズに対応できるよう家畜の遺伝資源の収集・保存等を行う必要がある。このため、センターは、民間では取り組み難い新技術を駆使するとともに、所有する多様な育種資源や豊富な飼料生産基盤を活用し、特に次の業務に重点を置いて、優良な種畜・種きん等の生産・供給等に取り組むこととする。

(1) 種畜・種きん等の生産・供給

多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える「強み」のある畜産物生産のための「家畜づくり」を推進するためには、国内における家畜の遺伝的多様性の確保を図りつつ、優良な種畜・種きん等を効率的に作出する必要がある。このためセンターは、自らが有する多様な育種素材、施設、有用なSNP情報、遺伝的能力評価技術、繁殖技術等を最大限活用することにより遺伝的改良の加速化等を図り、民間ではコスト等から生産することが困難な優良な候補種雄牛をはじめとした種畜・種きん等を以下の点に留意しつつ生産することとする。

なお、これら種畜・種きん等の生産に当たっては、貴重な育種素材が消失することがないように、センターの有する施設等を活用しリスク分散を図ることとする。

ア 乳用牛、肉用牛、豚

都道府県は、乳用牛の種畜生産を行っていないが、肉用牛・豚については地域ブランドの形成などの目的で一部の都道府県が種畜の生産・供給を担っている。また、民間も種畜生産・供給を担っている。このため、センターは、中立・公平な立場から全国規模での遺伝的能力評価を実施するとともに、自らが保有する多様な育種資源、有用なSNP情報、繁殖技術等を活用しながら種畜を生産し、農家への種畜供給を行う都道府県及び民間にこれを供給する。その際、

ホルスタイン種の乳量や泌乳持続性、黒毛和種の基礎となる4系統群や5希少系統の活用及び増体性を特に重視することとし、都道府県及び民間による種畜供給が特定の系統等に偏ることとならないよう配慮する。また、デュロック種については増体性をランドレース種については繁殖性を特に重視することとする。

イ 鶏、馬

都道府県及び民間は、センターから供給される種鶏を活用して地鶏生産などのための国産種鶏の生産・供給を担っている。このため、センターは、有用なSNP情報などを活用しながら、産肉性及び産卵性を重視した種鶏生産を行い、都道府県及び民間による国産種鶏供給を支援する。なお、都道府県及び民間による種畜供給が限られている農用馬についてはけん引能力を重視した種畜生産・供給を行う。

【指標】

○ 乳用牛

- ・ホルスタイン種について、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（乳量 60kg/年、乳脂肪 1.8kg/年、無脂乳固形分 5.0kg/年、乳蛋白 1.6kg/年（平成 26 年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値））以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や乳器、泌乳持続性、血統等に特長を持つ候補種雄牛を毎年度概ね 50 頭作出する。（第 3 中期目標期間実績：46 頭（年度平均））

- ・ホルスタイン種について、候補種雄牛の選定に当たっては、毎年度ゲノミック評価値を活用する。

（関連指標：候補種雄牛の選定におけるゲノミック評価値の活用状況）

○ 肉用牛

- ・黒毛和種について、基礎となる4系統群・5希少系統を活用するなどにより、遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、増体性等に特長を持つ候補種雄牛を毎年度概ね 30 頭作出する。

（第 3 中期目標期間実績：38.0 頭（年度平均））

- ・黒毛和種について、飼料利用性等に係る形質データを収集するなどにより、検定手法の開発に向けた検討を行う。

（関連指標：検定手法の開発の進捗状況）

（第 3 中期目標期間実績：調査項目、測定時期、測定方法等の決定、調査生産、調査の開始）

- ・褐毛和種について、遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、候補種雄牛を毎年度 1 頭以上作出する。（第 3 中期目標期間実績：2 頭（年度平均））

○ 豚

- ・ランドレース種について、1 腹当たり育成頭数が概ね 11 頭となる繁殖性に優れた種豚群を作出する。

- ・大ヨークシャー種について、第 3 中期目標期間において造成した繁殖性に優れた種豚群（1 腹当たり育成頭数は概ね 10.5 頭）を維持しつつ、種豚等を供給する。

- ・デュロック種について、1日当たり増体量が概ね1,030gとなる増体性に優れた種豚群を作出する。
- ・実験用小型豚の供給業務について、引き続き民間への移管に向け、精液や胚の凍結保存に取り組み、平成32年度末までに生体でのけい養を中止する。

○ 鶏

- ・主要国産鶏種（横斑プリマスロック種、白色コーニッシュ種等）について、産卵性及び産肉性の改良に取り組む。この場合、横斑プリマスロック種（XS系統）の後期産卵率の推定育種価を概ね2%改善する。また、白色コーニッシュ種（60系統）の4週齢時体重の推定育種価を概ね50g改善する。
- ・国産鶏種に関する組合せ検定について、毎年度概ね4組実施する。
（第3中期目標期間実績：2組（年度平均））

○ 馬

- ・農用馬について、けん引能力に優れた種雄馬候補を毎年度概ね6頭作出する。
（第3中期目標期間実績：6.5頭（年度平均））

○ 育種素材のリスク分散への取組

- ・乳用牛、肉用牛（黒毛和種）、豚及び鶏の主要な育種素材について、リスク分散に取り組む。
（第3中期目標期間実績：乳用牛、豚及び鶏は2牧場において、肉用牛（黒毛和種）は3牧場において、それぞれ分散管理を実施）

(2) 6次産業化の推進等に対応した育種素材の提供等

6次産業化の推進や多様なニーズに応える国産畜産物の供給を支援するため、国内での種畜の供給体制が脆弱なめん山羊や日本短角種をはじめとした特色ある家畜等について、種畜の生産・供給業務を行っている都道府県・民間から育種素材の提供や技術指導等の技術的支援に関する要請があった場合、できる限り対応する。

【指標】

○ 提供可能な育種素材の維持・確保

- ・めん山羊について現状の飼養品種を維持する。
（現保有品種：サフォーク種（めん羊）及び日本ザーネン種（山羊））
- ・日本短角種について、系統数を見直しつつ維持する。
（現保有系統：5系統（王将系、蓋世系、雲豊系、春梅系及び南富系））
- ・豚について特色ある品種を維持する。
（現有品種：中ヨークシャー種及び梅山豚）
- ・鶏について、特色ある品種・系統を維持する。
（現保有品種・系統：軍鶏、合成軍鶏、横斑プリマスロック種、烏骨鶏、アロウカナ種等）

○ 技術的支援要請への対応

- ・技術的支援に関する要請については、できる限り対応する。
(関連指標：技術的支援への対応状況(対応件数/要請件数))

(3) 家畜等の多様な遺伝資源の確保・利用

消費者の畜産物に対する多様なニーズに対応するとともに、我が国固有の遺伝資源である和牛等について、近交係数の高まりの抑制に資する種畜の生産等を行うためには、多様な遺伝子を持つ家畜等を確保し利用していく必要がある。このため、センターは、関係機関とも連携し、家畜の多様な遺伝資源の収集・確保及び利用に取り組むこととする。

【指標】

○ 家畜遺伝資源の保存

- ・国立研究開発法人農業・食品産業総合研究機構(以下「農研機構」という。)が行うジーンバンク事業に協力し、家畜遺伝資源の保存に取り組む。
(平成26年度末の保存点数：89点)

○ 多様な遺伝資源の活用

- ・黒毛和種について、基礎となる4系統群・5希少系統を活用する。(再掲)
(関連指標：当該系統群等を活用した候補種雄牛の作出頭数(再掲))

<目標水準の考え方>

- ・定量的目標に係る指標のうち、生産する種畜の能力については、家畜改良増殖目標等を参酌して目標値を設定、種畜等の作出頭数や飼養品種・系統数については、原則として第3中期目標期間と同水準の目標値を設定した。
- ・定性的目標に係る指標については、取組状況を確認する指標を設定した。

<想定される外部要因>

- ・自然災害や家畜伝染性疾病の発生に伴うセンター業務への支障がないこと等を前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【重要度：高】第3の2の業務については、従前よりセンターの根幹業務として位置付けられるとともに、家畜改良増殖目標等の達成においても必要不可欠な業務であることから重要度を高くした。

3 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等

酪肉基本方針等に示された高品質で低コストな国産粗飼料の生産・利用の拡大を推進し、飼料自給率の向上を図るためには、飼料作物の優良品種の普及による草地改良の推進や水田を活用した良質な粗飼料の生産・利用の拡大を図ること等が必要である。具体的には、国土が南北に長い我が国の多様な気候に適応し、温暖化にも対応した高収量性、病害抵抗性、耐倒伏性等の特徴を持つ飼料作物の優良品種の普

及に必要な種苗の生産・供給が安定的に行われることが重要である。このためセンターは、これまでに培った飼料作物種苗の生産・供給に関する厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術を駆使するとともに、豊富な種苗生産ほ場を活用して原種子の生産・供給を行うこととし、特に、次の業務に重点をおいて、取組を進めるものとする。

(1) 飼料作物種苗の生産・供給

我が国の多様な気候に適した国内育成品種の定着をさらに進める必要があることから、新品種・系統など優良品種の種苗が安定的に供給されるよう、OECD（経済協力開発機構）品種証明制度に基づく要件に適合した種苗の増殖を図る。なお、これら業務を的確に実施するため、栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図るとともに、国、都道府県、関係団体等との意見・情報交換を踏まえ、必要に応じて生産対象品種・系統の見直しを行うものとする。

また、飼料用稲種子については、都道府県による生産供給を補完し、全国における種子の安定供給を確保するため、関係機関と連携しつつ生産を行う。

【指標】

- 生産対象とする飼料作物の品種・系統数
 - ・毎年度、概ね95品種・系統を生産対象とする。
 - （第3中期目標期間実績：毎年度97.5品種・系統(年度平均)）
- 生産対象とする飼料用稲の品種数
 - ・毎年度、概ね6品種以上を生産対象とする。
 - （第3中期目標期間実績：毎年度6～13品種）

(2) 飼料作物優良品種の普及支援

飼料自給率の向上や国産飼料の増産を目指して優良品種の利用促進による草地改良等を進めるためには、地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及が重要である。このため、センターは、所有する高度な技術や豊富な種苗生産基盤を活用して地域適応性等に関する検定試験を実施し、優良品種に係るデータ提供や実証展示ほの設置等を積極的に行うものとする。

【指標】

- 飼料自給率向上のための講習会の開催等
 - ・草地管理技術、飼料生産技術等について、講習会の開催等を毎年度概ね2回行う。
 - （平成26年度実績：4回）
- 優良品種に係るデータ提供
 - ・優良品種のデータベースを毎年度更新し、概ね600品種のデータを提供する。
 - （平成26年度実績：687品種についてデータを提供）
- 優良品種に係る実証展示ほの設置等
 - ・毎年度20か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行う。
 - （第3中期目標期間実績：年度平均23か所程度の実証展示ほの設置等を実施）

(3) 飼料作物の遺伝資源の保存

様々なニーズに対応可能な飼料作物の品種開発を進める観点から、飼料作物の遺伝資源について、関係機関とも連携しつつ、栄養体保存等を行う。

【指標】

○ 飼料作物遺伝資源の保存

- ・ 農研機構が行うジーンバンク事業に協力し、飼料作物遺伝資源の栄養体保存に取り組む。

(平成 26 年度の栄養体保存点数：420 点)

<目標水準の考え方>

- ・ 定量的目標に係る指標については、原則として第 3 中期目標期間と同程度の目標値を設定した。
- ・ 定性的目標に係る指標については、取組状況を確認する指標を設定した。

<想定される外部要因>

- ・ 自然災害や異常気象の発生がないこと等を前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。
- ・ 新品種・系統の原種子の需要量は、実需者が行う二次増殖の豊凶等により変動するものであり、過剰な在庫を持たないよう原種子の生産を調整することを評価において適切に考慮するものとする。
- ・ 飼料用稲種子の生産は、都道府県による生産を補完するものであることから、需要に応じて生産を調整することを評価において適切に考慮するものとする。
- ・ 優良品種に係るデータ提供状況等については、都道府県が行う試験の実施数に制約されるものであることを評価において適切に考慮するものとする。

【重要度：高】第 3 の 3 の業務については、自給飼料の生産拡大による飼料自給率の向上、国産畜産物の生産コストの低減を側面から支援するため必要な業務であることから、重要度を高くした。

4 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査

酪肉基本方針等を踏まえ、優良品種を用いた計画的な草地更新・単収向上を推進するためには、飼料作物の種苗の国際間流通における品種特性の維持と品質の確保を図ることにより、我が国の多様な気候に適応した飼料作物優良品種の育成・普及することが必要である。このためセンターは、I S T A（国際種子検査協会）検査所として認定される水準にある高度な知識・技術を活用し、O E C D 品種証明制度等に基づく検査及び証明を的確に実施する。

【指標】

○ O E C D 品種証明制度等に基づく検査・証明の適切な実施

- ・ O E C D 品種証明制度等に基づいて検査を行い、合格したものについて証明書を

発行する。

(関連指標：毎年度のOECD品種証明制度等に基づく検定実績)

(第3中期目標期間実績：OECD品種証明制度等に基づく検定数 253 件 (年度平均))

○ I S T A検査所認定ステータスの維持

・ 第4中期目標期間においても引き続きステータスを維持する。

(第3中期目標期間中は継続して維持)

<目標水準の考え方>

- ・ OECD品種証明制度等に基づく検査・証明については、実施状況を確認する指標を設定した。
- ・ I S T A検査所認定ステータスの維持については、センターが畜産関係機関として飼料作物種子に関する国内で唯一 I S T A認定検査所であり、そのステータスの維持が必須なため記載した。

<想定される外部要因>

- ・ 自然災害や異常気象の発生がないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

5 調査・研究及び講習・指導

センターは、政策実施機関として、家畜の育種改良、飼養管理の改善等による多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える「強み」のある畜産物生産のための「家畜づくり」や和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、輸出も視野に入れた畜産物のブランド化による高付加価値化等の行政課題の解決や自らが行う家畜改良や飼養管理の改善にも寄与する技術の調査・研究に取り組むとともに、国、都道府県、団体等の依頼に基づき実施する講習・指導を通じて技術の普及に取り組むこととし、特に次の業務に重点をおいて、取組を進めるものとする。

(1) 調査・研究

調査・研究については、センターが実施する家畜の改良等に応用できる技術や行政課題と密接に関係する調査・研究課題に重点化し、以下の課題等に取り組む。

ア 有用形質関連遺伝子等の解析

センターが実施するゲノム情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターの育種改良集団を用いて有用形質に係る遺伝子解析を行い、得られる遺伝子情報を育種改良に利用する。その際、乳用牛については繁殖関連遺伝子の解析を、肉用牛については牛肉の食味や飼料利用性に関連する遺伝子の解析を、豚についてはランドレース種の繁殖能力及びデュロック種の産肉能力に関連する遺伝子の解析を、鶏については羽色に関連する遺伝子の解析を重点的に行う。

【指標】

○ 乳用牛

- ・ホルスタイン種における繁殖性と遺伝子情報との関連性について、概ね1,000頭のデータを用いて調査・解析する。

(第3中期目標期間実績：乳用牛の受胎率を向上させる複数の遺伝子を同定)

○ 肉用牛

- ・黒毛和種における牛肉の食味及び飼料利用性と遺伝子情報との関連性について、それぞれ概ね200頭及び概ね400頭のデータを用いて調査・解析する。

(第3中期目標期間実績：牛肉の脂肪酸組成に関与する遺伝子(型)の解析及びセンターにおける候補種雄牛の選抜指標としての活用)

○ 豚

- ・ランドレース種における繁殖能力と遺伝子情報との関連性について、概ね600頭のデータを用いて調査・解析する。

(第3中期目標期間実績：繁殖性に関連する遺伝子群からセンター保有の大ヨークシャー種の中で有用な遺伝子を抽出、遺伝子情報を取り入れた選抜手法を検証)

- ・デュロック種における産肉能力と遺伝子情報との関連性について、概ね900頭のデータを用いて調査・解析する。

(第3中期目標期間実績：ロース芯筋肉内脂肪含量等の肉質に関連する遺伝子群からセンター保有のデュロック種の中で有用な遺伝子を抽出)

○ 鶏

- ・軍鶏系種における羽色と遺伝子情報との関連性について、概ね2,000羽のデータを用いて調査・解析する。

(第3中期目標期間実績：鶏の羽色について、後代が望ましい羽色になるようセンター供給系統の羽色遺伝子型を固定、同時に産肉性や産卵性に悪影響を及ぼさないことを確認)

イ 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

多様化する消費者のニーズに対応したおいしい食肉を生産するため、新たなおいしさの指標の検討と、簡易な分析方法の開発により、家畜の選抜への利用に向けて取り組む。また、輸出拡大の観点を踏まえ、外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性に関連する調査を行い、今後の輸出拡大先として最も期待される欧米人の味覚も意識した官能評価を実施する。

【指標】

○ 新たな食肉のおいしさの指標の検討

- ・本中期目標期間中に検討結果をとりまとめる。

(第3中期期間実績：嗜好型官能評価の手法を確立。食味の評価指標として、牛肉については筋肉内粗脂肪含有量、オレイン酸割合、アミノ酸含有量及び糖含有量を、豚肉については脂肪量を、鶏肉については剪断力価、イノシン酸含量等を提示。評価指標の改善として、牛肉については脂肪量45%程度でオレイン酸割合

は55%程度以上、脂肪量45%程度以上でオレイン酸割合52%程度以上が、豚肉では脂肪量6%以上が育種改良の目標値として適当であることを提示。)

- 食肉のおいしさに関連する簡易な分析方法の開発
 - ・本中期目標期間中においしさに関する評価に利用できる簡易な分析方法を開発する。
- 外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性に関連する調査の実施
 - ・本中期目標期間中に調査結果をとりまとめる。

ウ 豚の胚移植技術の開発

豚の改良を効率的に進める上では、疾病リスクを低減するため、胚を利用した優良種畜等の産子生産が望ましいが、生産現場ではその技術が確立されていないことから、生産現場でも利用可能な豚胚のガラス化保存技術等を活用した胚移植技術等の開発に取り組む。

【指標】

- 豚胚のガラス化保存技術の開発
 - ・本中期目標期間中に生産現場で利用可能なガラス化保存技術の利用により豚を生産する。(第3中期目標期間実績：豚胚のガラス化保存技術を開発)
- 融解後の胚の非外科的移植技術の開発
 - ・本中期目標期間中に非外科的移植により豚を生産する。

エ 黒毛和種における短期肥育技術等の開発

家畜改良増殖目標に掲げる肉用牛の肥育期間の短縮や飼料利用性の向上の実現に資するため、肉用牛生産の飼養管理技術の高度化等により、早期に十分な体重に達し、現状と同程度の脂肪交雑が入る黒毛和種における短期肥育技術等の開発に取り組む。その際、短期肥育に向けた飼養技術の改善、1年1産の実現に向けた子牛の早期離乳プログラムの開発に取り組み、肥育期間短縮による牛肉の生産コスト低減を実証するとともに、肉質の特性評価を行い、消費者や食肉流通業者の短期肥育に対する理解醸成のための情報提供を行う。

【指標】

- 短期肥育技術の開発
 - ・出荷月齢24~26か月齢における枝肉重量を概ね480kg以上とする。
(第3中期目標期間実績：褐毛和種、日本短角種等の粗放的な放牧関連技術を活用し、繁殖性、産肉性等の特性を明らかにし、繁殖・肥育一貫生産技術を改善)
- 子牛の早期離乳プログラムの開発
 - ・8か月齢時における体重を概ね270kg以上とする。
- 短期肥育による牛肉の生産コスト低減の実証
 - ・一般的な肥育方法に比べて生産コストを低減する。
(関連指標：牛肉の生産コスト)

オ 放射性セシウム低減技術等の開発

東京電力福島第一原子力発電所事故により影響を受けた被災地の畜産の復興を支援するため、大学等の関係機関と連携を図りつつ、放射性セシウムの低減技術等の開発に取り組む。その際、飼養実態に即した清浄な飼料による「飼い直し」期間の設定や放射性セシウムを吸収しにくい牧草の調査に取り組む。

【指標】

- 飼養実態に即した清浄な飼料による「飼い直し」期間が設定できるようにする。
- 放射性セシウムを吸収しにくい牧草の探索のための調査を実施する。

<目標水準の考え方>

- ・ 黒毛和種における短期肥育技術等の確立については、家畜改良増殖目標を参酌して定量的な指標の目標値を設定するとともに、目標の達成状況を確認できる関連指標を設定した。
- ・ その他の調査・研究課題については、本中期目標期間中の実用化を念頭に目標値を設定した。

<想定される外部要因>

- ・ 自然災害や家畜伝染性疾病の発生がないこと等を前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

(2) 講習・指導

講習・指導について、研究機関等で開発された技術を生産現場に普及するため、国、都道府県、団体等からの依頼に基づき実施する中央畜産技術研修会、個別研修、海外技術協力等の研修について、可能な限り実施するものとする。なお、これら研修等の実施に当たっては、研修内容の充実に努めるものとする。

【指標】

- 研修内容の充実への取組み状況
- 研修内容の理解度を80%以上とする。(研修終了後のアンケート調査により把握)

<目標水準の考え方>

- ・ 研修のアウトカム効果を発揮するためには、研修生が研修内容を十分に理解する必要があることから、理解度の目標を80%以上とした。

<想定される外部要因>

- ・ 外部機関等における研修への取組状況に変化がないこと、大規模な自然災害や家畜伝染性疾病の発生がないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

6 家畜改良増殖法等に基づく検査

家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定する検査等について、事務実施機関として中立・公正な立場にあるセンターが、その有する家畜の改良増殖、飼料作物種苗の生産等に関する技術・知見・人材を活用し、これら検査等を的確に実施し、法の適切な執行に貢献する。

(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等

家畜改良増殖法第35条の2第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。

【指標】

- 立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね20名確保する。
(第3中期目標期間実績：19名(年度平均))
- 検査員の確保のための職員に対する講習を年1回以上実施する。

(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査

種苗法第63条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施する。

【指標】

- 当該集取及び検査の実施に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保する。
(第3中期目標期間実績：11名(年度平均))
- 検査員の確保のための職員に対する講習を年1回以上実施する。

(3) カルタヘナ法に基づく立入検査等

カルタヘナ法第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。

【指標】

- 当該立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保する。
(第3中期目標期間実績：13名(年度平均))
- 検査員の確保のための職員に対する講習を年1回以上実施する。

<目標水準の考え方>

- ・ 家畜改良増殖法等法令に基づく立入検査等を的確に実施するためには、当該立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を安定的に確保することが必要なことから、第3中期目標期間と同水準の検査要員を確保し、年1回以上の講習会を行うよう目標設定した。

7 牛トレーサビリティ法に基づく事務等

牛トレーサビリティ法に規定する牛の個体識別のための情報の適正な管理及び伝達に係る事務等について、事務実施機関として中立・公正な立場にあるセンターが、その有する関連技術・知見・人材を活用し、これら事務等を的確に実施し、法

の適正な執行に貢献する。その際、牛個体識別台帳に記録・保存している情報は重要な情報であり、かつ、個人情報を含むことから、情報セキュリティ対策を一層強化しながら適切に実施する。

(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施

牛トレーサビリティ法第20条及び同法施行令（平成15年政令第300号）第5条の規定に基づき、牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する農林水産大臣からの委任事務を的確に実施する。

【指標】

- 毎年度の委任事務の実施実績（牛個体識別台帳への記録件数、修正件数等）

(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施

牛個体識別システムの利用者の利便性等を高めるため、生産者、流通業者等のニーズ等を把握し、計画的に調査やシステムの開発・改修等を行う。また、システムの開発・改修等に当たっては、特に情報セキュリティ対策を一層強化するものとする。

【指標】

- 利便性向上に向けたニーズ調査を毎年度実施する。
（第3中期目標期間実績：2回）
- 牛個体識別システムに係るシステム開発・改修等の実施実績

(3) 家畜伝染性疾病の発生等に伴う緊急検索への対応

家畜伝染性疾病の発生時等において、農林水産省から牛個体識別台帳に記録・保存されている情報に関する緊急検索等の依頼を受けた場合、速やかな実施に努め、国内での家畜防疫のための措置等の適切な実施を支援する。

【指標】

- 緊急検索依頼への対応実績（対応件数／依頼件数。）
（第3中期目標期間実績：依頼に対して全て対応。）

(4) 牛個体識別に関するデータの活用推進

家畜個体識別事業を推進するとともに、各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するため、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの一層の有効活用に向けた取組を行う。

【指標】

- 毎年度の牛個体識別台帳データの一層の有効活用に向けた検討会の開催実績

<目標水準の考え方>

- ・ 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務、利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等については、実施状況を把握する指標を設定した。

【重要度：高】第3の7の業務については、国産牛肉の安全性及び信頼性の確保、家畜伝染病発生時における的確な防疫措置に直結する業務につき重要度を高くした。

8 その他センターの人材・資源を活用した外部支援

国内における食料の安定供給の確保等を図るためには、畜産の振興とそのための生産基盤の強化が重要である。このため、国内の関係機関等が連携し、全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善等を通じて畜産の振興及び生産基盤の強化に取り組むことが必要である。特に、国内において家畜伝染性疾病や自然災害が発生した場合、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に取り組むことが重要である。このため、センターは、これら災害が発生した場合等において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、保有する技術・人材等を活用し、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に支援・協力を行うものとする。

(1) 緊急時における支援

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、積極的に支援を行う。

【指標】

- 人員派遣要請への対応実績（対応件数／要請件数）
（第3中期目標期間実績：全ての要請に対応。）

(2) 災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省、都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、積極的に対応する。

【指標】

- 種畜や粗飼料等の供給に関する支援要請への対応実績
（関連指標：種畜の供給頭数、粗飼料の供給数量）
（第3中期目標期間実績：種畜 60 頭、粗飼料 1, 128t。）

(3) 作業の受託等

都道府県、大学、民間等から、種畜の管理に係る作業や育種資源の保存、調査、検査等について、その計画的な実施について協力依頼があり、全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善等に資する場合には、センターにおける防疫措置等を考慮した上で、積極的に協力することとする。

【指標】

- 協力依頼への対応実績（対応件数／要請件数）

<目標水準の考え方>

- ・ 緊急時における支援、災害等からの復興支援等については、対応状況を把握する指標を設定した。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化と経費の節減

(1) 一般管理費等の削減

運営費交付金で行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%抑制することを目標とする。

【指標】

- 一般管理費削減率：前年度比3%

第3中期目標期間実績（予算額）

・H27年度：	514,583千円	（対前年比：97.0%）
・H26年度：	530,498千円	（対前年比：92.3%）
・H25年度：	574,469千円	（対前年比：103.4%）
・H24年度：	555,762千円	（対前年比：96.6%）
・H23年度：	575,252千円	（対前年比：95.4%）

（注1）H25年度には、ネットワーク改修費35,919千円が含まれている。

（注2）H26年度には、消費税率改正分14,881千円が含まれている。

- 業務経費削減率：前年度比1%

第3中期目標期間実績（予算額）

・H27年度：	1,460,705千円	（対前年比：99.0%）
・H26年度：	1,475,460千円	（対前年比：99.8%）
・H25年度：	1,477,735千円	（対前年比：98.4%）
・H24年度：	1,520,147千円	（対前年比：97.3%）
・H23年度：	1,544,401千円	（対前年比：94.5%）

（注）H26年度には、消費税率改正分41,387千円が含まれている。

(2) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

【指標】

- 競争性のある契約に占める一者応札・応募割合
・ 本中期目標期間中に 30%以下とする。(平成 26 年度実績：30%)

(3) 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、行政改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務改革及び職員間のコミュニケーションの活発化等オフィス改革による労働生産性の向上に取り組む。

【指標】

- 業務運営の改善への取組実績

<目標水準の考え方>

- ・ 一般管理費等の削減及び調達合理化については、第 3 中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。
- ・ 業務運営への改善については、状況を把握する指標を設定した。

第 5 財務内容の改善に関する事項

1 収支の均衡

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第 4 業務の効率化に関する事項」及び 1 に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

【指標】

- 業務区分に基づくセグメント情報の公表実績

<目標水準の考え方>

- ・ 一定の事業等のまとまりごとのセグメントの設定状況及び当該セグメントに基づく情報の開示状況を確認する指標を設定した。

3 自己収入の確保

事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期目標の方向に則して、適切な対応を行う。

また、家畜の改良増殖に係る精液、受精卵等の配布価格及び飼料作物種子の配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響に留意しつつ、民間市場価格や生産コストを考慮した適切な価格とする。その際、生産コストについては、費目別に把握するよう努めるとともに、飼料生産等業務の外部化の推進、当該生産コストと実際の配布価格の差異分析等を通じて更なるコスト縮減に努めるものとする。

【指標】

- 毎年度の自己収入額
(過去5か年度の自己収入の平均額：1,248百万円(注))
注：平均額には、一時的な収入及び原発事故賠償金を含まない。
- 毎年度の精液、受精卵、飼料作物種子等の生産コストの把握状況

<想定される外部要因>

- ・ 自己収入額及び精液等の生産コストについては、畜産物価格等が安定し、事務事業に伴う畜産物の生産量に変動がないこと、家畜伝染性疾病の発生がないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

4 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

【指標】

- 国庫納付等の実績

<目標水準の考え方>

- ・ 自己収入額及び精液等の生産コストの削減については、外部要因に大きく左右される事項であることから状況が把握できる指標を設定した。
- ・ 保有資産の処分については、状況を把握する指標を設定した。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。

特に、第3中期目標期間内に生じた調査研究業務における不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスク管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。

具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、以下の取組等を通じ内部統制システムの充実・強化を図るとともに、十分な情報共有の下、各役員を担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ的確な意志決定を行う。

ア 監事監査の実効性を担保するため、「監事監査指針」（平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会）を踏まえ、役員からの独立性を担保した形での監事の補助職員（以下「補助職員」という。）を設置する。

イ 業務運営に関する重要事項について定期的に役員会において審議・報告するなどにより、適切なガバナンスを確保する。また、ネット会議システム等の効率的な活用を図ること等により牧場・支場とのコミュニケーションの改善を図る。

ウ 法令遵守に係る職員教育等を強化するため、eラーニングシステムを導入することにより、効果的な研修を実施する。

エ 行動規範、中期計画・年度計画事業の着実な実施に係る方針や内部統制推進規程等について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。

【指標】

- 補助職員について、平成28年度末までに2名配置する。
- eラーニングシステムについて、平成28年度末までに導入し、導入後は法令遵守に係る職員教育を毎年度1回以上実施する。

(2) コンプライアンスの推進

センターに対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

第3中期目標期間に生じた調査研究業務における不適正な経理処理事案等を重く受け止め、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、コンプライアンス確保のためにPDCAサイクルの取組を徹底するなどにより必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者による内部統制監視委員会を定期的に開催し、同委員会での審議結果を踏まえた指示及び情報の周知徹底を行う。

また、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事又は補助職員による内部監査を定期的に行う。

【指標】

- 内部統制監視委員会については、毎年度2回以上開催する。
- 内部監査については、各場、2年に1回以上行う。

<目標水準の考え方>

- ・ 補助職員は、2名の監事に各1名配置する。
- ・ eラーニングシステムに関する目標は、着実に実行できる目標値を設定した。
- ・ 内部統制監視委員会については、少なくとも半期に1回程度開催することが必要なため2回以上と設定した。
- ・ 内部監査の実施については、着実に実行できる目標値を設定した。

2 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握し適材適所の人事配置や人材育成を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、能力を最大限発揮できる環境を整備する。

また、業務の円滑な運営を図るため、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流や研修等を行うことにより必要な人材の確保・育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用に向けた取組を推進する。

【指標】

- 毎年度の人事評価の実施実績
- 毎年度の農林水産省等との人事交流実績
- 毎年度の職員研修の実施実績
- 毎年度の女性職員の登用実績

(2) 役職員の給与水準等

中期目標管理法人であることから、役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等を公表する。

【指標】

- 毎年度の役職員の給与水準等の実績

<目標水準の考え方>

- ・ 人材の確保については、取組状況を確認する指標を設定した。
- ・ 役職員の給与水準等については、支給基準の設定方法や支給状況を確認する指標を設定した。

3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

【指標】

- 法人情報の公開実績

<目標水準の考え方>

- ・ 情報公開の推進状況を確認する指標を設定した。

4 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

【指標】

- 情報セキュリティ対策(教育・訓練、対処体制・手順の整備等)の実施実績

<目標水準の考え方>

- ・ 情報セキュリティ対策については、実施状況を確認する指標を設定した。

5 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等により業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。

【指標】

- 環境負荷の低減に向けた取組の実績
- 危機管理体制の整備実績

<目標水準の考え方>

- ・ 環境対策及び安全管理の推進については、実施状況を確認する指標を設定した。

6 施設及び設備に関する事項

本中期目標の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するために必要な施設及び設備を計画的に整備する。